

1. 教授時数（講義、実験、実習）ノ取扱ニ関シテハ本

年十月八日付専門学務局長内報ニ依ルコト

2. 休講ヲ抑止スルニ努ムルコト止ムヲ得ザル場合ハ代

講又ハ時間割ノ転換ヲ行フコト

3. 病氣其ノ他ノ事故ニ依リ卒業試験ヲ受クルコト能ハ
ザル生徒ハ事前ニ届出デシメ其ノ病氣ノ場合ハ校医又

ハ学校指定ノ医師ノ診断書ヲ其ノ他ノ場合ハ詳細ナル
事由書ヲ添付セシムルコト

4. 前号ノ生徒及受験セルモ不合格トナリタルモノニ対

シテハ十七年一月中ニ於テ追試験ヲ行フコト

5. 第三号ノ手続ヲ為サズ卒業試験ニ欠席シタル生徒ニ
対シテハ情状ヲ精査シ事情ニ依リテハ嚴重ナル处分ヲ
為スコト

6. 卒業式ハ十六年十二月二十六日ヨリ同二十八日迄ノ
間ニ於テ之ヲ行フコト

二、入学ノ取扱

(一) 十七年四月ニ入学セシムベキ生徒ノ入学試験ハ十七年三

月三十一日迄ニ全部ノ発表ヲ終ルガ如ク実施スルコト

(二) 各専門学校ニ於テハ入学願書提出期日、入学試験期日、
入学試験ノ方法等ヲ決定シタル時ハ直ニ本省ニ報告スル
コト 但シ帝国大学及官立大学臨時附屬医学専門部ノ入

学試験期日ハ十七年三月八日ヨリトシ詳細ハ追而通知ス
ルコト

(三) 入学者ヲ決定シタル時ハ学科又ハ分科別ニ生徒定員及入

学者数ヲ本省ニ報告スルコト

三、専門学校卒業者ノ大学入学ノ取扱

(一) 十七年四月大学学部ニ入学セシムベキ学生ハ十七年三月
三十一日迄ニ全部ノ発表ヲ終ルガ如ク実施スルコト

(二) 専門学校（之ニ準ズルモノヲ含ム）卒業者ニシテ大学学
部ニ入学志望セントスル者ノ取扱ハ本年十月十六日付發
專一九四号ニ依ルコト

(三) 大学入学試験期日

1. 帝国大学及官立大学

	入学願書提出期日	入学試験期日	入学者発表期日
第一次	十七年一月卅一日迄	十七年三月一日ヨリ	十七年三月七日迄
第二次	十七年三月十五日迄	十七年三月十七日ヨリ	十七年三月廿一日迄
第三次	十七年三月廿五日迄	十七年三月廿六日ヨリ	十七年三月卅一日迄

専門学校卒業者ノ入学志望ハ第二次試験以下トシ第二
次試験ノ入学願書ハ出身学校ヲ経由セシメ第三次試験

ハ之ヲ省略スルコト 但シ第三次試験ノ入学願書ハ志
望者ヨリ直接大学ニ提出セシメ願書ニ添付スベキ必要
書類ハ志望ノ学部、学科ヲ出身学校ニ速報セシメ出身
学校ヨリ當該大学宛至急送付スルコト
尚右入学願書ノ經由ハ前年度以前ノ卒業者ニ付テハ之
ヲ省略スルコト

2. 公私立大学学部ノ入学試験期日等ハ夫々ノ大学ヨリ
報告アリ次第本省ヨリ通知スルコト

3. 大学入学志願者ニ対シテハ大学、学部、学科ノ選択等ニ付十分ナル指導ヲ為スコト

時學則ハ直ニ本省ニ開申スルコト
尚臨時補習科ハ第四項ニ依リ認可ヲ受クルコト

四、臨時補習科ノ設置

各専門学校ニ於テハ本年度卒業者中ニ大学入学志願者アリタル時ハ左ノ要項ニ依リ臨時補習科ヲ設クルコト

(一)各称 ○○専門学校臨時補習科

(二)期日 昭和十七年一月乃至三月

(三)収容資格 本年度卒業者中大学学部入学志願者ノ全部
補習授業、勤労作業等ヲ課ス其ノ課程ハ各

(四)学習内容 学校ニ於テ之ヲ定ムルコト

(五)授業料 本科授業料年額ノ十二分ノ三以内ヲ徵收ス
ルヲ得ルコト 但シ十六年度本科授業料全
額ヲ徵收シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
(六)修了証書 修了者ニ対シ修了証書ヲ交付スルコト

(七)本件ニ關スル學則ハ本省ノ認可ヲ受クルコト

五、昭和十七年度授業開始

(一)十七年三月二十一日迄ニ入学者ノ發表ヲ終リタル学校ニ
於テハ必ズ十七年四月一日ヨリ授業ヲ開始スルコト
(二)十七年三月二十二日以後ニ於テ入学者ノ發表ヲ為シタル
学校ニ於テハ必ズ十七年四月五日迄ニ授業ヲ開始スルコ

ト

六、本件ニ關シテハ貴校限り臨時學則（学期、休業日、学科目、
学科課程、卒業等ニ關スル事項但シ授業料ニ付テハ別途通
牒ス）ヲ定メ別ニ本省ノ認可ヲ受クルヲ要セズ 但シ右臨

（注記1）
「至急」

（注記2）
「記録掛 19・11・16 受領」

（注記3）
「三〇」（簿冊内件名番号）

（下札）
〔曾我〕〔抹消〕〔加筆〕
〔印種別〕〔わ一一三〕〔わ一ノ二〕／聯繫／登録追加／件名 公

私立専門学校宛 修業年限短縮ニ關スル件／番号／結了年月日

昭一六 一二 一八／保存年限／枚数」

〔自大15年至昭16年学校・図書館及博物館規則總規 文部省53 3A 32-5 2410〕